

## 人事行政の運営等の状況について(令和4年度)

南那須地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条第1項の規定に基づき、令和4年度の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表いたします。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用試験の実施状況(令和4年度実施状況)

試験区分	一次試験			二次試験			合格者 合計(人)	
	受験者 (人)	合格者 (人)	倍率 (倍)	受験者 (人)	合格者 (人)	倍率 (倍)		
一次募集	一般行政職	応募者 2 受験者 2	1	2.0	1	1	1.0	1
	消防職	応募者 11 受験者 11	5	2.2	5	2	2.5	2
二次募集	一般行政職	応募者 17(5) 受験者 15(5)	9(2)	1.7	8(2)	5(1)	1.6	5(1)

※( )内は障がい者数

(2)退職の状況(令和4年度実績)

(単位:人)

区分	定年退職	応募認定退職	普通退職	再任用任期満了
退職者数(人)	3	0	5	0

※派遣職員を除く

(3)職員数について(令和5年3月31日現在)

一般会計

(単位:人)

区分	R5.3.31			R4.3.31			比較		
	うち、 再任用	うち、 派遣		うち、 再任用	うち、 派遣		うち、 再任用	うち、 派遣	
総務課・管理課	9		2	10	1	2	△1	△1	
保健衛生センター	10	1	1	12		1	△2	1	
施設整備室	2			1			1		
消防	96			95			1		
合計	117	1	3	118	1	3	△1		

病院会計

(単位:人)

区分	R5.3.31			R4.3.31			比較		
	うち、 再任用	うち、 派遣		うち、 再任用	うち、 派遣		うち、 再任用	うち、 派遣	
医師	14		8	15		7	△1		1
技師	33			33					
看護師	71	2		72	3		△1	△1	
准看護師	15	3		15	2			1	
看護助手	14	1		14				1	
事務	18	2	1	17	2	1	1		
合計	165	8	9	166	7	8	△1	1	1

※自治医大からの派遣看護師・事務を除く

## 2 職員の人事評価の状況

### (1) 人事評価の概要

人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務効率の向上につなげ、最終的には住民サービスの向上の土台を作ることを目的としています。

### (2) 評価の内容

原則として全職員(病院医療職及び看護助手を除く。)を対象として人事評価制度を実施しております。

評価種類	評価期間	内 容
能力評価	4月1日～翌年3月31日	職務過程における能力、取組姿勢、態度の発揮度を、項目を絞り、求められる水準を達成したか否かで評価します。
業績評価	4月1日～翌年3月31日	職員が個々の目標を設定し、業務目標の達成度や業務の実績等を評価します。

### (3) 評価者及び被評価者

事務局	被評価者	1次評価者	2次評価者
	1級～5級(主幹を含む)	所属長	事務局長
	6級(所属長)	事務局長	組合長
	事務局長	組合長	—

那須南病院	被評価者	1次評価者	2次評価者
	1級～5級(主幹を含む)	所属長	病院事務長
	6級(所属長)	病院事務長	組合長
	病院事務長	組合長	—

セ ン タ ー 生	被評価者	1次評価者	2次評価者
	1級～5級(主幹を含む)	所長	事務局長
	所長	事務局長	組合長

消 防 本 部	被評価者	1次評価者	2次評価者
	1級～5級(主幹を含む)	課長	消防長
	6級(課長、消防次長)	消防長	組合長
	消防長	組合長	—

消 防 署	被評価者	1次評価者	2次評価者
	下記以外の職員	副署長	署長
	副署長	署長	消防長
署長	消防長	組合長	

### (4) 人事評価の結果の活用

- ・人事評価の結果は、被評価者の給与、その他の人事管理の基礎として活用しています。
- ・評価者は、人事評価の結果を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めています。

## 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 職員給与費の状況

一般職員(一般会計決算)

(千円)

職員数	給 与 費			合 計
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
117 人	398,735	489,830	154,130	1,042,695

※ 職員手当には、児童手当及び退職手当を含まない

病院職員(病院会計決算)

(千円)

職員数	給 与 費			合 計
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
165 人	588,400	314,555	222,620	1,125,575

※ 職員手当には、児童手当及び退職手当を含まない

(2) 職員の平均給与月額・平均給料月額・平均年齢

一般職員

区 分	一般行政職	消防職
令和5年 3月31日 現在	平均給料月額(円)	299,100
	平均給与月額(円)	343,100
	平均年齢(歳)	43 歳 7 月

病院職員

区 分	医師	医療技術員	看護師
令和5年 3月31日 現在	平均給料月額(円)	471,600	284,500
	平均給与月額(円)	1,374,200	366,400
	平均年齢(歳)	43 歳 7 月	40 歳 11 月

区 分	一般行政職	技能労務職
令和5年 3月31日 現在	平均給料月額(円)	296,300
	平均給与月額(円)	356,600
	平均年齢(歳)	44 歳 1 月

(3) 職員の初任給の状況

一般職員

(単位:円)

区 分	一般行政職	消防職
大学卒	175,300	175,300
高校卒	154,600	154,600

病院職員

(単位:円)

区 分	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	一般行政職	技能労務職
大学6卒	253,600	213,600			
大学4卒		191,500	213,200	175,300	
短大3卒		181,100	204,900		
短大2卒			197,000		
高校卒				154,600	153,300
高卒後准看護師			187,500		

(4) 期末・勤勉手当支給割合

区 分	期末手当	勤勉手当	合 計
6月期	1. 20月分	0. 95月分	2. 15月分
12月期	1. 20月分	1. 05月分	2. 25月分
計	2. 40月分	2. 00月分	4. 40月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置			有

## (5) 退職手当支給率(令和4年4月1日現在)

退職手当については、栃木県市町村総合事務組合に事務処理を委託し、栃木県市町村総合事務組合の「一般職の職員の退職手当に関する条例」に基づき支給されます。

区 分	自 己 都 合	定 年・ 応 募 認 定
20年勤続	19. 6695月分	24. 586875月分
25年勤続	28. 0395月分	33. 27075月分
35年勤続	39. 7575月分	47. 709月分
最高限度額	47. 709月分	47. 709月分
早期退職特例措置		2～45%の加算あり

## (6) 級別職員の状況(令和5年3月31日現在)

## 一般職員

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合 計
一 般 行 政 職	職員数 (人)	2	2	9	5	2	2	1	23
	構成比 (%)	8.7	8.7	39.2	21.7	8.7	8.7	4.3	100
消 防 職	職員数 (人)	12	19	30	14	13	5	1	94
	構成比 (%)	12.8	20.1	31.9	14.9	13.9	5.3	1.1	100

## 病院職員

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合 計
指 定 職	職員数 (人)								1
	構成比 (%)								100
医 療 職 ( 一 )	職員数 (人)	6		4	2	1			13
	構成比 (%)	46.1		30.8	15.4	7.7			100
医 療 職 ( 二 )	職員数 (人)		14	14	4		1		33
	構成比 (%)		42.4	42.4	12.1		3.1		100
医 療 職 ( 三 )	職員数 (人)	5	42	28	8	2	1		86
	構成比 (%)	5.8	48.8	32.6	9.3	2.3	1.2		100
一 般 行 政 職	職員数 (人)		5	8	1	3		1	18
	構成比 (%)		27.8	44.4	5.6	16.6		5.6	100
技 能 労 務 職	職員数 (人)	3		11					14
	構成比 (%)	21.4		78.6					100

※ 指定職については、級の区分はありません。

級別の標準的な職務の内容

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般職 行政職 消防職	主事 消防士	主任主事 消防副士長	主査	係長	主幹 課長補佐 所長補佐 室長補佐 副署長	会計管理者 事務局次長 課長・所長 消防署長 室長	事務局長 消防長 事務長 課長 (那須烏山市派遣職員)
技能労務職	技能職員 労務職員	技能職員 労務職員	技能職員	技能職員			
指定職	統括管理監						
医療職(一)	医師	科長 医長	副病院長 診療部長 科長 医長	病院長 副病院長 診療部長	病院長		
医療職(二)	技師	薬剤師 技師	主任薬剤師 主任技師	副薬局長 副技師長 主任薬剤師 主任技師	薬局長 技師長 副薬局長 副技師長	科長 薬局長 技師長	
医療職(三)	准看護師	看護師 准看護師	主任看護師 看護師 准看護師	看護師長 主任看護師	副看護部長 看護師長 主任看護師	看護部長	

(7) その他の諸手当(令和5年3月31日現在)

区 分	内 容
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円の加算
	借家等(家賃12,000円を超えるものに限る)の場合、家賃に応じて28,000円を限度に支給
通勤手当	(片道2Km以上に限る)
	交通機関を利用する場合、運賃の額は55,000円を限度に支給
	自家用車等を利用する場合、通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲内で支給

一般職員特殊勤務手当(令和4年度決算)

区 分	全職種	一般行政職	消防職
給料総額に対する比率(%)	1.21	1.49	1.14
支給対象職員の比率(%)	83.81	39.13	93.62
代表的な手当の名称	消防危険作業手当・救急業務手当・ごみ処理業務手当・防疫等作業手当		

病院職員特殊勤務手当(令和4年度決算)

区 分	全職種	医師	医療技術員	看護師	一般行政職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	16.99	60.38	6.54	12.93	1.31	15.10
支給対象職員の比率(%)	89.09	100.0	57.58	95.35	100.0	100.0
代表的な手当の名称	診療業務手当・夜間看護手当・時間外緊急診療手当・緊急呼出手当・防疫等作業手当					

一般職員時間外勤務手当(令和4年度決算額) (千円)

区 分	総・管	ゴミ処理	施設整備室	消防
支給総額	528	1,117	575	9,428
職員1人当たり支給年額	88	139	287	113

病院職員時間外勤務手当(令和4年度決算額) (千円)

区 分	医師	医療技術員	看護師	一般行政職	技能労務職
支給総額	4,851	6,106	14,495	5,558	306
職員1人当たり支給年額	700	175	195	289	21

(8) 特別職の報酬等の状況

区 分	報 酬 額	備 考
組合長	年額 75,000 円	那須烏山市長
副組合長	年額 68,000 円	那珂川町長
議長	年額 72,000 円	組合議員は、那須烏山市及び那珂川町から各6人、計12人で構成され、その中から議長、副議長を選出します。
副議長	年額 66,000 円	
議員	年額 60,000 円	
監査委員(代表)	年額 60,000 円	構成市町の監査委員から選任
監査委員(議会選出)	年額 40,000 円	組合議員から選任
産業医	日額 30,000 円	
那須南病院運営委員	日額 5,000 円	
保健衛生審議会委員	日額 5,000 円	
情報公開・個人情報保護審査委員会委員	日額 5,000 円	
	弁護士日額 25,000 円	
行政不服審査会委員	日額 5,000 円	
	弁護士日額 25,000 円	
その他特別職の職員	日額5,000円以内で任命権者が定める額	

(9) 職員の勤務時間、休暇及び服務等について

勤務時間、休日(令和4年4月1日現在)

勤務時間(一般行政職)	・午前8時30分から午後5時15分 ・4週間を超えない期間につき1週間あたり38時間45分
休日	・祝日(国民の祝日に関する法律に規定する休日) ・年末年始(12月29日から1月3日まで)
週休日	日曜日及び土曜日

※ 職種によって異なります。(消防隔日勤務者、那須南病院病棟勤務者は交代制)

#### 4 職員の休業に関する状況

休 暇 名	概 要	取得者数
修学部分休業	公務に関する能力の向上のため、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲で5分を単位とし最高4年まで取得できる。ただし、その期間の給料は減額となる。	0人
高齢者部分休業	加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事など地域貢献のため、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲で5分を単位とし、定年退職日から最高5年を遡った期間で取得できる。ただし、その期間の給料は減額となる。	0人
育児休業及び育児に係る部分休業	父親または母親である職員が対象となり、子供の3歳の誕生日の前日まで取得することができる。なお、部分休業の場合は30分単位とし、1日2時間を超えない範囲で取得できる。ただし、取得した期間(時間)は無給となる。	19人
自己啓発休業	公務に関する能力の向上に資すると認めるときに大学等課程の履修のための休業にあつては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として組合規則で定める場合は3年)以内、国際貢献活動のための休業にあつては3年以内の期間を取得できる。ただし、その期間は無給となる。	0人
配偶者同行休業	職員の配偶者が、外国での勤務、事業を営む等の理由により外国に居住する場合において同行することを認めた休業であり、公務の運営に支障がないと認めるときは3年以内の期間を取得できる。ただし、その期間は無給となる。	0人

#### 5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

##### (1)分限処分者数(令和4年度実績)

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給
処分者数 (人)	0	0	3	0

※ 分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障等のために十分に職責を果たせない場合に行うものです。

##### (2)懲戒処分者数(令和4年度実績)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職
処分者数 (人)	0	0	0	0

※ 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問ひ、公務における規律と秩序を維持することを目的として行うものです。

#### 6 職員の服務の状況

##### (1)地方公務員の服務規律の概要

全ての地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められており、採用の際には、服務の宣誓を行います。その他法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等の従事制限などの様々な内容が地方公務員法等に定められています。

##### (2)服務規律の確保のための措置

服務規律の確保については、年末年始等の時期に合わせ文書等による綱紀肅正の周知徹底を図ります。

## 7 職員の研修の状況

### (1) 必修研修(令和4年度実績)

区分	研修名	実施月	日数	受講者数(人)
新規採用職員研修	研修 1	4月	6	1
	研修 2	10月	4	1
一般職員研修	地方公務員法	5月	2	1
	地方自治法	6月	2	1
	問題解決	6月	2	1
	民法	9月	2	1
中堅職員研修	デイベート	6月	2	3
		8月	2	1
	中堅職員の役割	10月	2	2
	公務員倫理・企画立案	5月	2	2
監督者研修	JST 基本課程	7月	2	1
管理者研修	リーダーシップ コミュニケーション	5月	2	2
	管理者の責務と役割	6月	1	2

※一般行政職・消防職対象

### (2) 選択研修(令和4年度実績)

研修名	実施月	日数	受講者数(人)
公文書作成力向上研修	7月	1	2
法制執務研修	6月	1	1

※一般行政職・消防職対象

### (3) その他

・消防職員は、栃木県消防学校での専科教育をはじめ、救急救命士の実習や専門職としてのスキルアップを目指すための研修に参加しています。

・病院職員は、医療安全対策や院内感染対策等についての研修を年間を通し実施しています。

## 8 職員の退職管理の状況

### (1) 退職管理の概要

地方公務員法の改正により、元職員(再就職者)による現職職員への働きかけ※が禁止され、また、退職管理の適正な確保のため、再就職情報の届出を義務付けることとなりました。

※ 働きかけ・・・契約や処分等をするように、又はしないように依頼等をする事。

### (2) 再就職届出の状況

令和4年度の退職者の再就職届出はありませんでした。

## 9 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康管理について(令和4年度実績)

事業名	内容
定期健診	定期健康診断、人間ドック
各種がん検診	胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診
特定業務従事者健康診断	貧血検査、肝機能検査外
健康管理、健康相談	ストレスチェック、メンタルヘルス研修会 メンタルヘルスカウンセリング、産業医面談



(2)公務災害・通勤災害(令和4年度実績)

区 分	公 務 災 害	通 勤 災 害
件 数	1	0

(3)不利益処分に関する不服申し立ての状況

①制度の概要

地方公務員法第49条の2では、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた場合において、人事委員会又は公平委員会に対してのみ行政不服審査法により不服申立て(審査請求又は異議申立て)をすることができる規定されています。

職員の身分は、地方公務員法によって強く保障されています。この身分保障の効果を発揮するために、行政上の救済手続として不利益処分に関する不服申し立ての制度が設けられています。

職員の不服申立ては、人事委員会または公平委員会によって審査されます。人事院会および公平委員会は、不利益処分の審査を専門的、中立的な立場で適正、迅速な審査を行うこととされています。

②種別・件数・処理状況

令和4年度において、この制度に拘る該当事項はありませんでした。